

# 進路だより



富岡特別支援学校  
移行支援部 No.3  
令和6年8月30日(金)

## 令和6年度 富岡特別支援学校 ネットワーク支援会

7月25日、ネットワーク支援会が行われました。本校児童生徒の保護者様のほか、小中学校の特別支援学級、通級指導教室在籍の児童生徒及び保護者様が大勢参加されました。

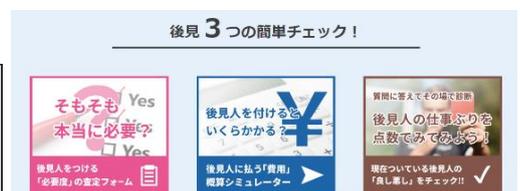
今回は富岡市福祉課との共催で、一般社団法人 後見の杜 宮内康二様を講師にお迎えして「未成年のうちに考える成年後見制度～うちの子に成年後見って必要な?～」と題し、成年後見制度についての研修会が行われました。下記をご覧ください。

その後の個別相談では、後見の杜様、相談支援事業所みのり様、富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町の各障害福祉担当者様にご対応いただきました。

講師の宮内様より、お子様がどのような状況の時に、いつ、どのような支援が必要で、どのような方法があるか等「障害を持つお子様のためにすべきこと・せざるべきこと」を教えていただきました。

- 我が子の行く末を案じて漠然とした不安を抱えている保護者の方へ⇒たとえば「お金の管理」が不安なら、どんな支出があるか具体的にすることで、対策や必要な金額、取引先を考えることができます。お金ののこし方や管理方法、どのような支援が必要で、どのような人に見てほしいかを考えておきましょう。成年後見制度には縛りや手続きの煩雑さもあるため、代替方法がないか考えましょう。
- 成年後見人等とは、判断能力が不十分な人のお金、契約、支払い等の代理人。本人に代わって財産管理や生活上必要な手続き等を行います。(例：日常生活費を定期的に本人や支援者に渡す、福祉サービス・携帯代等を支払う、銀行で引き出しや口座振替の手続きを行う、賃貸や施設等の契約等)  
⇒未成年のうちは親が契約者なので、取引先(契約先)が応じてくれるが、成人して、親が亡くなったら、取引相手が本人を契約者(契約能力、支払い能力、合意する能力がある)として認めてくれるかどうか。認めてもらえなかった場合に、成年後見制度の利用を考える必要があります。子どもの年齢や判断能力に応じて、必要度や対策方法、かかる費用(手続き費用、事務経費、報酬)などが異なります。また、自分で後見人を決める任意後見と家庭裁判所が決める法定後見など、制度内でも違いがあります。下記の後見の杜 Web ページを参考にしてください。
- 今から準備すること
  - ・ 親亡き後に誰が支援を引き継ぐか等、家族会議をしたり、親以外が支援する体制を作ったりする。
  - ・ 本人に関する情報等をまとめる(裏面の群馬県手をつなぐ育成会作成『ぐんまちゃんあんしんノート』も参考にしてください)。
  - ・ 実印を作る⇒相続等書面が整っていれば後見制度を使わなくてよいケース(遺産分割でもめていない場合)もある。
  - ・ 子供名義の口座に貯め過ぎない ⇒本人の預金額が法定後見人や任意後見監督人への報酬額の高額化につながるため、貯めるとしても保険商品や扶養共済等を利用し、年金形式等で給付される形が望ましいです。

後見の杜 Web ページのQRコード 後見人を付ける必要度や、かかる費用などを簡単にシミュレーションできます。お試しください。



裏面へ続く

○今回の研修に関するお問い合わせ、資料のご案内

富岡市福祉課障害福祉係 電話:0274-62-1511 (内線 1137) メール: [hukusi@city.tomioka.lg.jp](mailto:hukusi@city.tomioka.lg.jp)

※ 成年後見制度の内容は、市町村に関係なく共通です。個別のご相談は、お住まいの市町村の成年後見制度の担当課へお問い合わせください。

メールアドレス  
をご記入いただくと、  
回答が得られます。



質問フォーム

富岡市作成リーフレット

富岡市作成動画

ぐんまちゃんあんしんノート  
(群馬県 HP に掲載)



PTA 施設見学会ではお世話になりました。

夏休み中に第1回、第2回の施設見学をすることができました。ご報告は次号以降に行います。参加された保護者の皆様、ありがとうございました。